



Dainichiseika

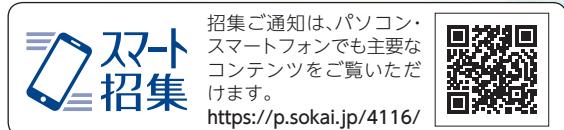
## 第122期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2025年6月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号  
当社本社ビル9階 彩鳳

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件



招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4116/>

大日精化工業株式会社  
証券コード 4116

株主の皆様へ

# 彩りの、その先へ。 今日の未知は、未来への道

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期の世界経済は、コロナ禍で生じた過剰なサプライチェーン上の在庫調整が終わり、全体としては底を脱したものの、国内においては、能登半島地震の影響や自動車生産台数の減少による影響があり、力強さに欠ける緩やかな景気回復となりました。

こうした中、当社グループは2024年4月より取り組んでおります3か年中期経営計画「明日への変革 2027」において、「技術主導による競争優位性の確保」「事業基盤の強化のための海外事業の拡大」「サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進」「HR戦略・DX推進」「資本効率を重視した経営推進(ROE 9%以上、ROA 5%以上)」という5つの基本戦略を掲げ、取り組んでまいりました。

中期経営計画初年度としては、力強さに欠ける緩やかな景気回復の下で、業績は国内外ともに回復基調となりました。世界の経済状況は米国の関税政策により不透明感が増しておりますが、基本戦略を引き続き強力に推し進めることにより、当社グループ一丸となって持続的成長を目指してまいります。是非ともご期待いただきたくお願い申し上げます。

また2025年3月期におきましても、決算説明会、個別面談など機関投資家の皆様に当社事業をご理解いただく機会を設け、また個人投資家の皆様に向けた説明会も昨年に続き開催いたしました。こうした取り組みを更に充実させ、積極的な対話の機会を設けさせていただく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後におきましてもご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 高橋 弘二



## 企業理念

- ▶ 人に興味を持とう
- ▶ 新しいことに興味を持とう
- ▶ 未来に興味を持とう

## 行動指針

人間は面白い。

その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客です。

全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本があります。

人に興味を持とう。

新しいことはワクワクする。

技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化します。

新しいことに興味を持とう。

未来を考えることは楽しい。

未来は子供たちのものです。

未来を考えれば、人も企業も自分だけでは生きて行けないことが分かります。

顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしません。

更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続しません。

未来に興味を持とう。

## 第122期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <a href="https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html">https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html</a>	
【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <a href="https://d.sokai.jp/4116/teiji/">https://d.sokai.jp/4116/teiji/</a>	
【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>	

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大日精化工業」又は「コード」に当社証券コード「4116」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月26日（木）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時	2025年6月27日（金）午前10時（受付開始：午前9時）
場所	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号 当社本社ビル9階 彩鳳
目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> <li>第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</li> <li>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件</li> <li>第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</li> <li>第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件</li> </ol>

〈招集にあたっての注意事項〉

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
2. 書面による議決権行使をされる場合、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。
3. インターネット等による議決権行使をされる場合、7頁及び8頁記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、前頁の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
4. 書面とインターネット等により重複して議決権が行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
5. インターネット等による議決権行使において、複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効といたします。
6. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
7. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ・事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、  
剩余金の配当等の決定に関する方針
  - ・連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
  - ・監査報告：連結計算書類に係る会計監査人の監査報告、会計監査人の監査報告
 なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
8. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨及び修正前並びに修正後の事項を掲載いたします。
9. 本株主総会で使用する資料の一部を、2025年6月30日（月）午前10時より配信予定です。当社ウェブサイト（<https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>）よりアクセスのうえ、是非ご活用ください。
10. ご来場にあたり、車椅子のお手伝い、席やお手洗いへの誘導等が必要な株主様は、事前にご連絡（03-3662-7111）いただきますようお願い申し上げます。

以 上

## 事前質問の受付についてのご案内

株主の皆様からの第122期定時株主総会への事前のご質問を、当社ウェブサイトで承っております。

・受付期間：2025年6月5日（木）午前9時から6月20日（金）午後5時30分まで

・事前質問受付URL：<https://www.daicolor.co.jp/inquiry/agm/>



### 〈注意事項〉

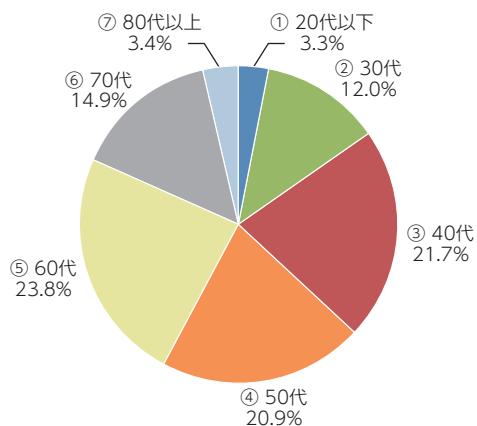
- ・株主様ご本人のみ、また、株主総会の目的事項に関わる内容に限り、2問までご質問いただけます。
- ・株主名簿と照合を行うため、株主名、株主番号を忘れずにご入力ください。
- ・頂戴したご質問全てに必ず回答することをお約束するものではありません。
- ・回答に至らなかったご質問への個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・頂戴したご質問のうち株主様のご関心が高いと思われる事項への回答は、本株主総会終了後に、当社ウェブサイトへ掲載する予定です。

# 株主アンケート結果のご報告

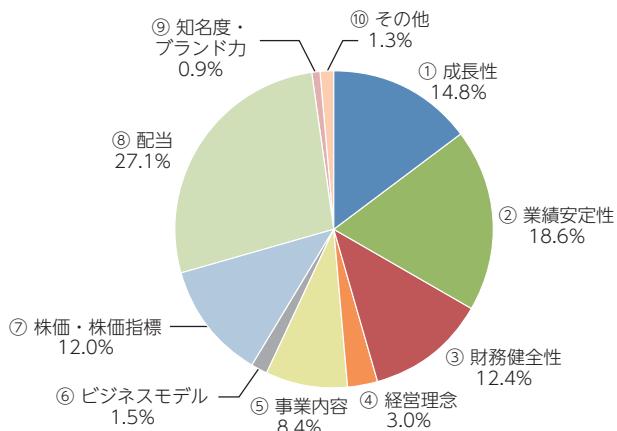
当社は2024年12月に、「株主アンケート」を実施いたしました。初めての試みに対し、665名という大変多くの株主様からご回答をいただき、当社への貴重なご意見を多数頂戴いたしました。厚く御礼申し上げます。

今回の株主アンケート結果の一部を掲載させていただきます。その他、お寄せいただいたご意見・ご要望については、真摯に受け止め、今後の参考とさせていただきます。

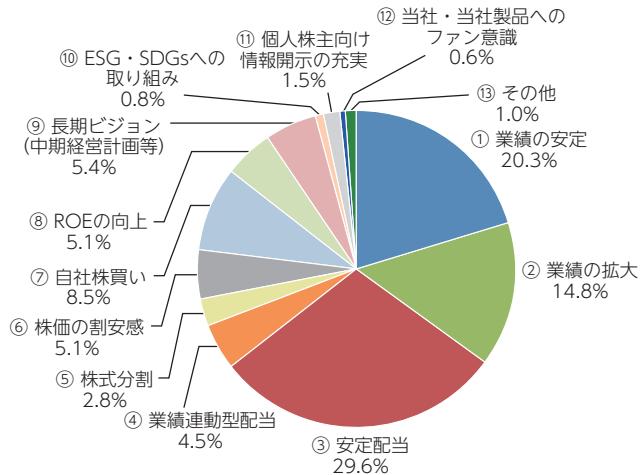
## 年齢



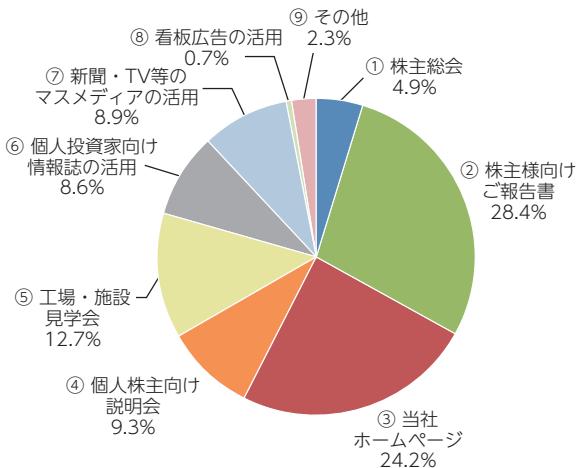
## 当社株式取得時に重視したこと



## 当社株式の長期保有の検討いただくにあたり重視されること



## 当社のIR活動について充実を希望されること





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木)  
午後5時30分到着分まで



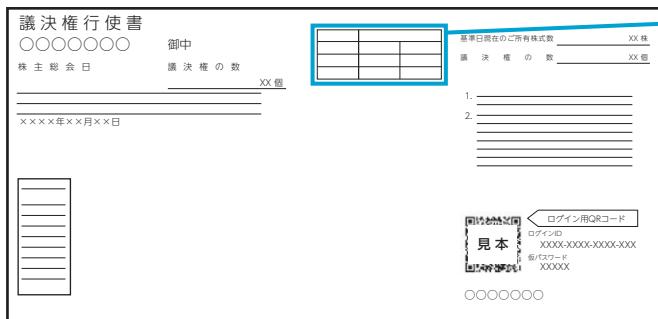
### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日(金)  
午前10時(受付開始午前9時)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使の場合は次頁をご覧ください。

- ・事前にインターネット等で議決権行使をいただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。
- ・応募方法につきましては、「<https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>」をご参照ください。

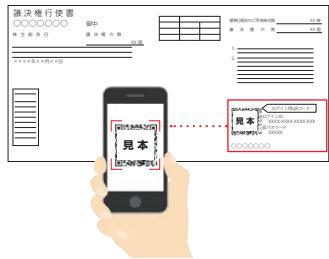


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力するこ  
となく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デシソーウェーブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



### 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

2025年3月期の期末配当金としては、当社が2024年4月より取り組んでおります3か年中期経営計画「明日への変革 2027」（以下、「本中期経営計画」という。）にてお示ししております株主還元方針を踏まえ、「普通配当金」と「特別配当金」につき、以下のとおりといたしましたく存じます。

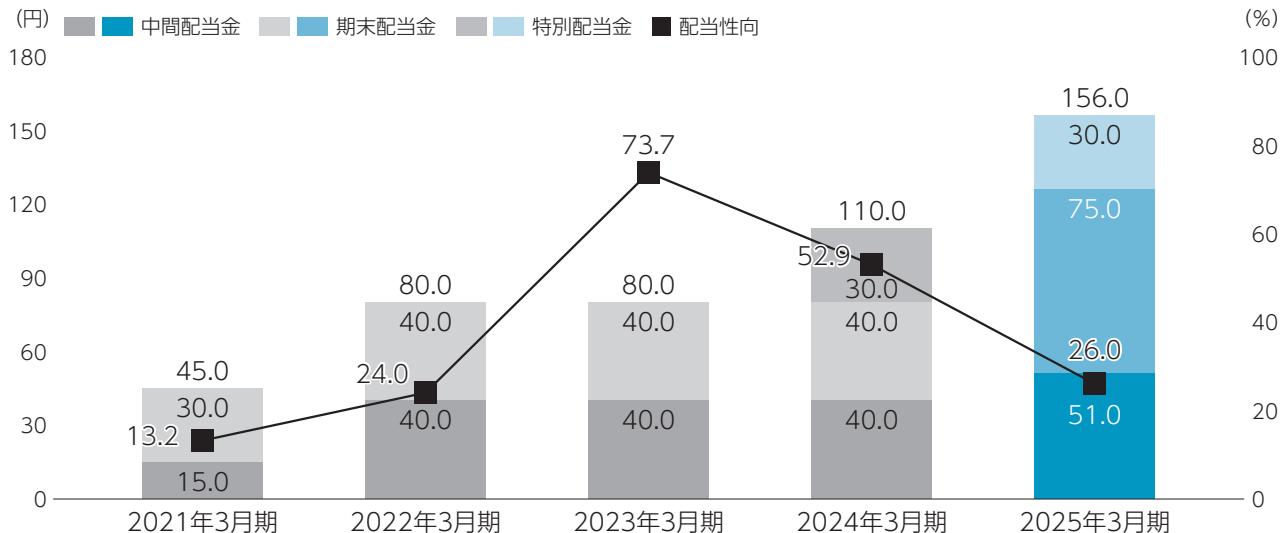
### <株主還元方針>

1. 総還元性向40～50%若しくは1株当たり年間配当金100円を下限
2. 1に加えて特別配当（30円）を2024年3月期から4年間毎年実施  
(当社旧川口製造事業所譲渡益を原資としたもの)
3. 自己株式の取得を機動的に実施

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金90円（うち普通配当金75円、特別配当金15円） 総額1,544,507,190円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

※中間配当金として当社普通株式1株につき金66円（うち普通配当金51円、特別配当金15円）をお支払いしておりますので、年間配当金は当社普通株式1株につき金156円（うち普通配当金126円、特別配当金30円）となります。

### (ご参考) 1株当たりの配当金及び配当性向の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、より的確に応えうる体制を構築することを目的として、現行の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループの事業内容の現状を鑑み、今後、実施する見込みのない事項を整理するために、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は大日精化工業株式会社と称し Dainichiseika Color & Chemicals Mfg. Co., Ltd.と英訳する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は大日精化工業株式会社と称し Dainichiseika Color & Chemicals Mfg. Co., Ltd.と英訳する。
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 染顔料の中間物（顔色剤、下漬剤等）の製造および販売 2. 各種染顔料の製造および販売 3. 各種インキの製造および販売 4. 各種着色料の製造および販売 5. 各種合成樹脂の製造および販売 6. 化学工業薬品の製造および販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売 8. 農薬、肥料等の製造および販売 9. 食品添加物、化粧品等の製造および販売 10. コンピューターのソフトウェアの作成および販売	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 染顔料の中間物（顔色剤、下漬剤等）の製造および販売 2. 各種染顔料の製造および販売 3. 各種インキの製造および販売 4. 各種着色料の製造および販売 5. 各種合成樹脂の製造および販売 6. 化学工業薬品の製造および販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売 8. 農薬、肥料等の製造および販売 9. 食品添加物、化粧品等の製造および販売 10. コンピューターのソフトウェアの作成および販売

現行定款	変更案
11. 情報処理サービスおよび情報提供サービス	11. 情報処理サービスおよび情報提供サービス
12. 各種印刷用製版、印刷用諸材料、印刷用機械器具の製造および販売	12. 各種印刷用製版、印刷用諸材料、印刷用機械器具の製造および販売
13. 印刷業	13. 印刷業
14. 運輸倉庫業	14. 運輸倉庫業
15. 第1号乃至第14号に関する製品の売買、卸売および輸出入	15. 第1号乃至第14号に関する製品の売買、卸売および輸出入
16. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡	16. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡
17. 不動産の賃貸および管理業	17. 不動産の賃貸および管理業
18. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u>	(削除)
19. <u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u>	(削除)
20. 前各号に附帯する一切の業務	18. 前各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置き、支店または営業所を適當地に置くことができる。	第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置き、支店または営業所を適當地に置くことができる。
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</li> </ol>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</li> </ol>

現行定款	変更案
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会 (総会の招集) 第12条 定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から3月以内に招集する。臨時株主総会は必要に応じて招集する。	第3章 株主総会 (総会の招集) 第12条 定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から3月以内に招集する。臨時株主総会は必要に応じて招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(新設)	(総会の議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。
第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法) 第18条 当会社の取締役は <u>12名以内とし、株主総会において選任する。</u> (新設)	第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とする。 ② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。 ③ 取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
(新設)	

現行定款	変更案
<p>② 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>④ 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 换算として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された換算の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>ただし、取締役会長および取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p>	<p>(以下削除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもって決定する。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもって決定する。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(取締役会の議事録) <p><u>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(報酬等) <p><u>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(報酬等) <p><u>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
(取締役の責任免除) <p><u>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(取締役の責任免除) <p><u>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
(相談役および顧問) <p><u>第28条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u>  <u>(員数および選任方法)</u> <p><u>第29条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</u></p> </p>	(相談役および顧問) <p><u>第31条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>(削除)            (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第34条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(報酬等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	② <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) <u>第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(監査等委員会の決議) <u>第35条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。</u>
(新設)	(監査等委員会の議事録) <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
第6章 会計監査人 (選任方法) 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。	第6章 会計監査人 (選任方法) 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。	(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。
(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
(会計監査人の責任限定契約) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(会計監査人の責任限定契約) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第7章 計算 (事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。	第7章 計算 (事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。
(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満2年以内に受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満2年以内に受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当会社は、第122期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

また、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、当社は「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

つきましては、「監査等委員会設置会社」へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりです。

候補者の選任にあたっては、委員長を社外取締役とし、かつ委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等委員会での諮問・答申を踏まえて、取締役会で決議しております。

また、本議案の決議の効力は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

候補者番号	氏名	年齢性別	属性	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	指名・報酬等委員会への出席状況
1	 高橋 弘二	満64歳 男性	再任	代表取締役社長 最高情報セキュリティ責任者 指名・報酬等委員会 委員	100% (13/13回)	100% (5/5回)
2	 青葉 匡彦	満61歳 男性	再任	代表取締役常務 生産機構総括 HR戦略機構総括	100% (13/13回)	—
3	 竹田 治	満66歳 男性	再任	専務取締役 事業機構総括	100% (13/13回)	—
4	 青柳 太洋	満53歳 男性	再任	取締役 技術機構総括	100% (10/10回)	—
5	 中川 義章	満70歳 男性	再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬等委員会 委員長	100% (13/13回)	100% (5/5回)
6	 長濱 晶子	満48歳 女性	再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬等委員会 委員	100% (13/13回)	100% (5/5回)
7	 中野 淳文	満68歳 男性	新任 社外 独立	—	—	—

**再任** 再任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者  
**社外** 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

**新任** 新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者  
**独立** 独立役員候補者

**1****高橋 弘二**

たか はし こう じ

1961年4月30日生(満64歳)/男性

**再任****略歴、地位、担当**

1993年7月 当社入社  
1998年6月 当社取締役  
2000年6月 当社専務取締役  
2009年7月 当社取締役副社長  
2011年6月 当社代表取締役社長(現)  
2014年6月 当社社長室担当(現)  
当社秘書室担当  
当社内部監査室担当(現)  
当社生産企画室担当  
2018年4月 当社特定事業企画室担当

2019年4月 当社業務推進室担当  
当社環境安全統括室担当  
当社品質化学品統括室担当  
2020年6月 当社CSR・リスク管理推進  
本部  
(現 CSR・ESG推進本部)担  
当(現)  
当社最高情報セキュリティ  
責任者(現)  
2024年10月 当社経営企画本部担当(現)

**選任理由**

2011年に当社社長に就任して以来、マネジメントの立場から社業全般に係る業務に携わることで、豊富な実務経験を積み業務全般について熟知しております。

企業経営や事業戦略に関し強いリーダーシップを発揮できる人物でもあり、監査等委員会設置会社へ移行後もその経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できることから、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

**取締役在任期間**

27年

**所有する当社の株式数**

68,408株

**取締役会への出席状況**

100%(13/13回)

**指名・報酬等委員会への出席状況**

100%(5/5回)

**2**あお ば まさ ひこ  
**青葉 匡彦**

1963年9月5日生(満61歳)/男性

**再任****略歴、地位、担当**

1988年 4月	当社入社	2021年 6月	当社取締役
2019年 4月	当社執行役員		当社生産機構総括(現)
2020年 6月	当社常務執行役員		当社生産機構
	当社生産機構担当		当社川口、佐倉製造事業所
	当社生産推進本部担当		担当
	当社各製造事業所担当		当社東京、大阪、東海、
	当社施設・設備本部担当(現)		坂東製造事業所担当(現)
		2023年 6月	当社常務取締役
		2024年 6月	当社代表取締役常務(現)
			当社生産機構
			当社滋賀製造所担当(現)
			当社HR戦略機構総括(現)

**選任理由**

顔料開発の技術者、顔料の海外製造拠点への赴任の経験を踏まえ、当社の主力工場である東海製造事業所（静岡県磐田市）、東京製造事業所（東京都足立区）、坂東製造事業所（茨城県坂東市）の事業所長を歴任して積み上げた豊富な業務経験により、生産活動に関連する業務に精通しており、またそれらを通じて培われた人財配置、人財開発のスキルに優れています。

生産機構総括及びHR戦略機構総括としての委嘱を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行後もその経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できることから、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

**取締役在任期間**

4年

**所有する当社の株式数**

5,290株

**取締役会への出席状況**

100%(13/13回)

# 3 竹田 治

たけだ おさむ

1958年11月19日生(満66歳)/男性

再任

## 略歴、地位、担当

1981年 4月 当社入社	2022年 6月 当社専務執行役員
2016年 4月 当社執行役員	2023年 6月 当社常務取締役
2020年 6月 当社常務執行役員	当社事業機構総括(現)
当社事業機構担当	当社事業機構
当社合樹・着材第2事業部	当社顔料事業部担当(現)
担当	当社新規事業開発本部担当
当社コート材事業部担当(現)	(現)
当社ファインポリマー事業	当社オフセットインキ事業
部担当(現)	部担当(現)
2021年 6月 当社グラビアインキ事業部	2024年 6月 当社専務取締役(現)
担当(現)	

## 重要な兼職の状況

フタバペイント(株) 取締役

## 選任理由

複数の事業部長を歴任して積み上げた豊富な業務経験により、全ての事業領域の事業戦略、業務執行を牽引することで、3か年中期経営計画「明日への変革 2027」における初年度の営業利益目標を達成しております。

事業機構総括としての委嘱を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行後もその経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できることから、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。



### 取締役在任期間

2年

### 所有する当社の株式数

4,975株

### 取締役会への出席状況

100%(13/13回)

**4**あおやぎ たいよう  
**青柳 太洋**

1971年9月22日生(満53歳)/男性

**再任****略歴、地位、担当**

1999年 4月	当社入社	2023年 6月	当社技術機構
2019年 4月	当社執行役員		当社合成研究第1本部担当
2020年 6月	当社常務執行役員		当社合成研究第2本部担当
	当社技術機構担当	2024年 6月	当社取締役(現)
	当社合成研究本部担当		当社技術機構総括(現)
	当社分散研究本部担当	2025年 4月	当社技術機構
	当社技術管理本部担当(現)		当社研究開発本部担当(現)
2022年 6月	当社技術機構		当社未来共創本部担当(現)
	当社分散研究第1本部担当		当社事業創造本部担当(現)
	当社分散研究第2本部担当		

**選任理由**

当社製品を支える研究開発部門の責任者を経験する等、豊富な業務経験を有し、技術開発、技術管理に関する業務については熟知しております。

技術機構総括としての委嘱を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行後もその経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できることから、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

**取締役在任期間**

1年

**所有する当社の株式数**

2,327株

**取締役会への出席状況**

100%(10/10回)

5

中川 義章

なか がわ よし あき

1955年2月2日生(満70歳)/男性

再任 社外 独立

### 略歴、地位、担当

1978年 4月 防衛庁 (現 防衛省) 陸上自衛隊入隊	2007年 7月 中部方面総監部幕僚長 兼伊丹駐屯地司令
2000年12月 自衛隊帯広地方連絡部長	2009年12月 第1師団長 (練馬)
2002年 3月 陸上幕僚監部人事部援護業 務課長	2011年 4月 陸上自衛隊研究本部長
2004年 3月 北部方面総監部幕僚副長 (札幌)	2013年 8月 陸上自衛隊退職
2006年 3月 統合幕僚監部報道官	2013年11月 株式会社小松製作所 顧問
	2020年 2月 同社退職
	2020年 4月 株式会社電巧社 顧問(現)
	2021年 6月 当社社外取締役(現)



### 選任理由及び期待される役割の概要

陸上自衛隊の将官として数年にわたり組織運営・管理に従事したことと合わせ、その経験を活かして事業会社の顧問を務められたことによる豊富な経験と幅広い見識は、広範かつ高度な視点から、組織運営やコーポレート・ガバナンス等当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人財と判断し、監査等委員会設置会社へ移行後も引き続き、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は株式会社小松製作所の顧問をご経験され、現在、株式会社電巧社の顧問を務めておられますが、当社グループとこれらの会社との間には、特段の取引はありません。

同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客觀性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客觀的な立場で関与していただく予定です。

同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として求められている職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### 取締役在任期間

4年

#### 所有する当社の株式数

0株

#### 取締役会への出席状況

100%(13/13回)

#### 指名・報酬等委員会への出席状況

100%(5/5回)

# 6 長濱 晶子

なが はま あきこ

1976年9月30日生(満48歳)/女性

再任 社外 独立

## 略歴、地位、担当

2005年11月 司法試験合格  
2007年12月 司法研修所修了 弁護士登録  
2007年12月 YNM法律事務所  
(現 長濱・水野・井上法律  
事務所)入所(現)  
2021年6月 当社社外取締役(現)  
2022年6月 能美防災株式会社 社外監査  
役  
2024年6月 同社 社外取締役 監査等委員  
(現)

## 重要な兼職の状況

能美防災(株) 社外取締役 監査等委員

## 選任理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験を有し、特にコンプライアンス・企業法務全般に精通していることから、当社グループのリーガル・リスク・マネジメントやコーポレート・ガバナンスの強化に資することができる人財と判断し、監査等委員会設置会社へ移行後も引き続き、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

なお、当社グループは同氏の所属する長濱・水野・井上法律事務所に法務アドバイスを求めることがあります、直近事業年度における取引金額は1百万円以下であり、当社グループの連結売上高及び同社の売上高の1%未満であります。

また、当社グループと同氏が社外取締役 監査等委員を務めている能美防災株式会社との間には特段の取引はありません。

同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客觀性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客觀的な立場で関与していただく予定です。

同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として求められている職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



### 取締役在任期間

4年

### 所有する当社の株式数

0株

### 取締役会への出席状況

100%(13/13回)

### 指名・報酬等委員会への出席状況

100%(5/5回)

7

なかの きよふみ  
中野 淳文

1957年3月31日生(満68歳)/男性

新任 社外 独立

### 略歴、地位、担当

1981年 8月	シティバンク・エヌ・エイ 大阪支店(現 シティバンク・ エヌ・エイ東京支店)入行	2012年 6月	第一化成株式会社 (現 同社) 取締役社長室長
1992年11月	バンカース・トラスト銀行 (現 ドイツ銀行)入行	2014年 6月	第一化成株式会社 (現 同社) 代表取締役社長
1998年11月	UBSウォーバーグ証券会社 (現 UBS証券会社)入社	2018年 3月	同社 取締役会長
2002年 6月	第一化成株式会社 (現 ウルトラファブリック ス・ホールディングス株式 会社、以下「同社」)監査役	2022年 3月	同社 シニア・アドバイザー
2003年 2月	有限会社RSC 取締役(現)	2023年 3月	GVCアセットマネジメント 株式会社 社外取締役(現)
2007年 7月	リバーサイド・カンパニー 代表取締役	2024年 6月	株式会社日本M&Aセンター ホールディングス 補欠 社外取締役 監査等委員
		2025年 1月	株式会社日本M&Aセンター ホールディングス 社外取締役 監査等委員(現)

### 重要な兼職の状況

(有)RSC 取締役、GVCアセットマネジメント(株) 社外取締役、  
(株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役 監査等委員

### 選任理由及び期待される役割の概要

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社の代表取締役社長等を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人財と判断し、新たに社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

なお、当社グループは同社との間で取引がありますが、直近事業年度における当社グループの連結売上高の1%未満であります。

また、当社グループと同氏が取締役を務めている有限会社RSC、社外取締役を務めているGVCアセットマネジメント株式会社及び社外取締役 監査等委員を務めている株式会社日本M&Aセンターホールディングスとの間には特段の取引はありません。

同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客觀性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客觀的な立場で関与していただく予定です。



所有する当社の株式数

2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
3. 当社は、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 責任限定契約について

当社は、中川 義章氏、長濱 晶子氏との間で、当社定款に基づき、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

また、当社は、中野 淳文氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認・可決された場合並びに本議案において、高橋弘二氏、青葉 匠彦氏、竹田 治氏、青柳 太洋氏、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりです。

なお、本議案に関しましては、委員長を社外取締役とし、かつ委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等委員会での諮問・答申を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。

また、本議案の決議の効力は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

候補者番号	氏名	年齢性別	属性	現在の当社における地位・担当	監査役会への出席状況	(ご参考)取締役会への出席状況
1	 村田 修一 むらた しゅういち	満67歳 男性	新任	常勤監査役	100% (17/17回)	100% (13/13回)
2	 若林 市廊 わかばやし いちろう	満67歳 男性	新任 社外 独立	社外監査役	100% (17/17回)	100% (13/13回)
3	 五十里 秀一朗 いかり しゅういちろう	満65歳 男性	新任 社外 独立	補欠監査役	—	—

**新任** 新任監査等委員である取締役候補者  
**社外** 監査等委員である社外取締役候補者

**独立** 独立役員候補者

**1**むら た しゅう い ち  
**村田 修一**

1957年7月16日生(満67歳)/男性

新任

**略歴、地位、担当**

1981年4月 当社入社  
2015年6月 当社内部監査室  
2016年4月 当社上級専門職  
2023年4月 当社監査役補佐  
2023年6月 当社常勤監査役(現)

**選任理由**

当社グループの一員として、合樹・着材第2事業部の営業部長の経験を経て、内部監査室の上級専門職、監査役補助使用人を務めた経緯から、社内外の広範な業務知識を有すると同時に、監査業務にも精通しており、2023年6月からは監査役としての職務を適切に遂行しております。

監査等委員会設置会社への移行後も、同氏がこれまで培ってきた広範な業務知識や監査役としての高い見識により、取締役会の意思決定の質を高め、客観的かつ専門的な視点からの経営への助言、業務執行に対する適切な監督、そして監督機能の実効性強化が十分に期待できるため、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

**監査役在任期間**

2年

**所有する当社の株式数**

1,200株

**監査役会への出席状況**

100%(17/17回)

**取締役会への出席状況**

100%(13/13回)

## 2 若林市廊

わかばやし いちろう

1957年10月25日生(満67歳)/男性

新任 社外 独立

### 略歴、地位、担当

1981年 4月 長瀬産業株式会社入社	2021年 6月 同社顧問
2008年 4月 同社工業材料事業部長	2022年 6月 同社顧問退任
2010年 4月 同社執行役員 工業材料事業 部長	2023年 6月 積水化成品工業株式会社 社外取締役(現)
2015年 6月 同社取締役 兼 執行役員	当社社外監査役(現)
2018年 4月 同社取締役 兼 常務執行役員	
2019年 4月 同社代表取締役 兼 常務 執行役員	

### 重要な兼職の状況

積水化成品工業(株) 社外取締役



### 選任理由及び期待される役割の概要

長瀬産業株式会社の代表取締役等を歴任し、同社の国内、海外を含めた企業集団経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が同社でこれまで培ってきた知見を活かして、2023年6月からは社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

監査等委員会設置会社への移行後も、経営者として、また当社の監査役として同氏がこれまで培ってきた高い見識により、取締役会の意思決定の質を高め、客観的かつ専門的な視点からの経営への助言、業務執行に対する適切な監督機能の実効性強化が十分に期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社グループは同社との間で取引がありますが、直近事業年度における当社グループの連結売上高の1%未満であります。

また、当社グループと同氏が社外取締役を務めている積水化成品工業株式会社との間で取引がありますが、当社グループの連結売上高の1%未満であります。

#### 監査役在任期間

2年

#### 所有する当社の株式数

0株

#### 監査役会への出席状況

100%(17/17回)

#### 取締役会への出席状況

100%(13/13回)

# 3 五十里 秀一郎

い　か　り　しゅう　い　ち　ろ　う

1960年1月2日生(満65歳)/男性

新任 社外 独立

## 略歴、地位、担当

1978年 4月 東京国税局入局	2021年 6月 当社補欠監査役(現)
2002年 6月 税理士資格取得	2021年12月 株式会社ステップ 社外監査役(現)
2016年 7月 藤沢税務署長	2023年 6月 セントラル総合開発株式会 社 社外取締役(現)
2019年 7月 東京国税局調査第四部長	2024年 4月 五十里会計事務合同会社 代表社員(現)
2020年 7月 東京国税局退官	
2020年 8月 税理士開業(現)	
2021年 4月 当社顧問税理士	

## 重要な兼職の状況

(株)ステップ 社外監査役、セントラル総合開発(株) 社外取締役、  
五十里会計事務(合) 代表社員



## 選任理由及び期待される役割の概要

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有していることから、取締役会の意思決定の質を高め、客観的かつ専門的な視点からの経営への助言、業務執行に対する適切な監督機能の実効性強化が十分に期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

また同氏との間で、2025年3月末まで税務に関する顧問契約を締結しておりましたが、直近事業年度における支払顧問料は3百万円以下であり、当社グループの連結売上高の1%未満であります。

これ以外に、当社グループと同氏が代表社員を務めている五十里会計事務合同会社、社外監査役を務めている株式会社ステップ、社外取締役を務めているセントラル総合開発株式会社との間には特段の取引はありません。

## 所有する当社の株式数

0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 若林 市廊氏及び五十里 秀一朗氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 若林 市廊氏及び五十里 秀一朗氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出しております。  
4. 責任限定契約について

当社は、若林 市廊氏との間で、当社定款に基づき、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。若林 市廊氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

また、当社は、五十里 秀一朗氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認・可決された場合並びに本議案において、村田 修一氏、若林 市廊氏及び五十里 秀一朗氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 〈ご参考〉 取締役選任基準

第2号議案が承認・可決され、「監査等委員会設置会社」へ移行した場合、「取締役選任基準」は以下のとおり更新することを予定しております。

### I. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）

手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役社長が、下記の取締役選任基準に該当する者から候補者を選任する。候補者の選任に当たり取締役社長が、指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得て決定する。</li> <li>② 取締役社長が、候補者の取締役選任を株主総会の付議議案として取締役会に上程し、株主総会決議において候補者が取締役に選任される。</li> </ul>
取締役選任基準 (社内、社外共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと</li> <li>② 取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること</li> <li>③ 高い人望、品格、倫理観を有していること</li> <li>④ 高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること</li> <li>⑤ その他、コーポレート・ガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること</li> </ul>
社内取締役選任基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務に関する高い知識、能力、ノウハウ、経験、実績を有し、自己の経験分野のみならず、当社業務全般を俯瞰し、バランスよく意思決定できること</li> </ul>
社外取締役選任基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出身の各分野において高い見識を有していること</li> <li>② 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること</li> <li>③ 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること(原則4-9参照)</li> </ul>

### II. 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）

手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役社長が、下記の基準に該当する者を候補者として監査等委員会に提案する。候補者の選任に当たり取締役社長が、指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得て決定する。</li> <li>② 監査等委員会の同意を得る。</li> <li>③ 株主総会議案として取締役会で決議。</li> <li>④ 株主総会議案として提出。</li> </ul>
監査等委員選任基準 (社内、社外共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 監査等委員としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと</li> <li>② 監査等委員としての職務執行に高いバイタリティを有していることと同時に、監査・監督の品質向上に向けて自己研鑽に努めることができること</li> <li>③ 高い人望、品格、倫理観を有していること</li> <li>④ 財務・会計に関する高い知見を有し、経営的知識、客観的判断能力等に優れていること</li> <li>⑤ その他、コーポレート・ガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること</li> </ul>
社外監査等委員選任基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出身の各分野において高い見識を有していること</li> <li>② 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること</li> <li>③ 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること (原則4-9参照)</li> </ul>

また、当社は独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

第2号議案が承認・可決され、「監査等委員会設置会社」へ移行した場合、「独立社外役員独立性判断基準」は以下のとおり更新することを予定しております。

＜独立社外役員独立性判断基準＞

以下のいずれにも該当しない者

1. 大日精化工業株式会社（以下「大日精化」という。）の主要な取引先（※）又は大日精化を主要な取引先とする者の業務執行者（役員、部長クラス、以下同じ。）

※主要な取引先とは、次の①、②のいずれかに該当する取引先をいう。

- ① 自社の年間連結売上高に占めるその取引先への売上高が2%超であること。
- ② その取引先との取引内容が、自社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供であること。

2. 大日精化から役員報酬以外の多額（年間1,000万円以上）の報酬を受けるコンサルタント、弁護士、公認会計士（その報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する弁護士、公認会計士）

3. 上記1又は2に最近において（※）該当していた者

※「最近において」とは、その独立役員を社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された日から現在までの期間をいう。

4. 以下の者の近親者（配偶者又は二親等内若しくは同居の親族）

a. 上記1から3の者

b. 子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役については、子会社の業務執行者でない取締役を含む。）

c. 最近においてその会社又は子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役については、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

5. 上記1から4のほか、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

## 〈ご参考〉 取締役のスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認・可決された場合の、当社取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

地 位 名	知識・経験・スキル、期待する分野									
	企業経営/ 事業戦略/ リーダーシップ	CSR・ESG・ コンプライアンス	財務・ 会計・ 税務	IT・ 情報システム	人事・ 労務、 人財開発	技術開発・ 技術開発管理	SCM/物流	業界・ 業界動向/ マーケティング 新規事業	供給、製造	国際性、 多様性
代表取締役社長 高橋 弘二	●	●	●	●						●
代表取締役常務 青葉 匠彦	●	●			●	●	●		●	●
専務取締役 竹田 治	●	●					●	●	●	●
取締役 青柳 太洋		●		●		●		●		●
社外取締役 中川 義章	●	●			●	●				●
社外取締役 長濱 晶子		●			●					●
社外取締役 中野 淳文	●	●	●		●			●	●	●
取締役 監査等委員 村田 修一		●	●							●
社外取締役 監査等委員 若林 市廊	●	●	●		●			●	●	●
社外取締役 監査等委員 五十里 秀一朗		●	●		●					●

## 〈ご参考〉 各スキルの内容・選定理由

当社グループは、社会的課題及び経営課題を鑑み、取締役会がステークホルダーから期待されるスキルは、取締役会の構成、バランス等の観点も踏まえ、下記のとおりと認識しております。

スキル名	内容
企業経営/事業戦略/リーダーシップ	持続的な企業価値の向上のためには、企業経営におけるリスクと機会を適時に判断し実行に移すことが重要であり、適切な意思決定のための豊富な経験及び知識に基づく課題解決力と、意思を確実に組織の行動に変える統率力を必要な項目として選定しています。
CSR・ESG・コンプライアンス	非財務情報が企業価値の向上を構成する重要な要素と認識し、持続可能な社会の実現に向けた行動計画の立案、及びその結果の信憑性の確保は、強固な内部統制システムに立脚するものと考え、取締役及び役付執行役員に必要な項目として選定しております。
財務・会計・税務	適時かつ適切な財務情報の提供及び財務情報の信憑性の確保を基盤とし、正確かつ適切な財務情報の分析は事業戦略及び財務戦略の構築に重要な役割を担います。また、税務に関するスキルは税務コンプライアンスのリスク対応として、必要な項目として選定しています。
IT・情報システム	事業戦略の策定には高度なデータ分析が求められ、情報の正確性と鮮度が要求されます。併せて、情報処理の正確性と情報資産の安全性が重要と考えております。今後、業務効率の改善にDXを推進するうえで、重要な項目として選定しています。
人事・労務、人財開発	当社グループは「人財」を最も重要な経営資源と考え、従業員一人ひとりのスキル向上と、イノベーションが湧き上がる活力に満ちた企業風土の醸成が必要不可欠であるとの認識に立ち、中期経営計画「明日への変革2027」の基本戦略の1つとして「HR戦略」を掲げ、人事戦略・労務対策、人財開発に関するスキルを必要な項目として選定しています。
技術開発・技術開発管理	当社グループのコア技術及び新たな技術をマッチングし、継続発展市場、新規発展市場に定めた領域でイノベーションを起こすために必要な、情報収集力、技術的センス、常識にとらわれない現状打破力、顧客ニーズの変化を捉える市場予測力を必要な項目として選定しています。
SCM/物流	原材料の選定・調達から製造・販売、納品までのサプライチェーンにおける化学物質の安全管理、及び原材料の最適調達、輸送の合理化は重要な課題と認識し、必要な項目として選定しています。
業界・業界動向/マーケティング新規事業	新たな事業領域の開拓を含めてターゲット市場における当社グループの立ち位置（ポジション）を的確に把握し、当社グループの強みを集中して投入すべき領域を選定することは、収益に直結する重要な課題と認識し、必要な項目として選定しています。
供給、製造	モノづくり企業の供給責任として、製品の安全性、品質の安定性、継続性等を果たしながら、環境への配慮、製造工程の安全性、作業の効率性、収益力の維持・管理することが、継続的な企業価値向上のための必要不可欠な条件であるとの認識から、必要な項目として選定しています。
国際性、多様性	海外市場への事業展開をバランスよく進展させるための情報収集能力に加え、マネジメントやコンプライアンス対応等のためには現地の文化、法律、商習慣、生活習慣、流行に関する十分な知識・経験・理解が求められることから、国際性、多様性に関するスキルを必要な項目として選定しています。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

つきましては、「監査等委員会設置会社」へ移行後、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりです。

なお、本議案に関しましては、委員長を社外取締役とし、かつ委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等委員会での諮問・答申を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。

また、本議案の決議の効力は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

たかまつ ひろかず  
**高松 博和**

1963年1月11日生(満62歳)/男性

社外 独立

### 略歴、地位、担当

1981年 4月 東京国税局入局	2021年 7月 東京国税局調査第四部 次長
2017年 7月 島田税務署長	2022年 7月 東京国税局調査第三部 部長
2018年 7月 東京国税局総務部 考査課長	2023年 7月 国税庁長官官房東京派遣 国税庁監察官補(再任用)
2019年 7月 東京国税局調査第三部 調査総括課長	2024年 7月 東京国税局退官
2020年 7月 東京国税局調査第一部 調査総括課長	2024年 8月 税理士開業(現) 2025年 4月 当社顧問税理士(現)



### 選任理由及び期待される役割の概要

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有していることから、取締役会の意思決定の質を高め、客観的かつ専門的な視点からの経営への助言、業務執行に対する適切な監督、そして監督機能の実効性強化が十分に期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はあります  
ませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行い  
ただけるものと判断しております。

### 所有する当社の株式数

0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 高松 博和氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 責任限定契約について

当社は、高松 博和氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものといたします。

4. 高松 博和氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との税理士顧問契約は解消する旨の書面を受領しております。

5. 高松 博和氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、高松 博和氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認・可決された場合並びに本議案において、高松 博和氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、当社は「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することから、改めて「監査等委員会設置会社」へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額500百万円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会に一任いただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後に開催予定の取締役会において、事業報告に記載している「取締役・監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等」について、対象者を「取締役」としている部分を、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」へ変更すること以外は、同内容の方針とする予定であります。

本議案につきましては、当社の事業規模と現行の役員報酬体系やその支給水準、昨今の経済情勢等諸般の事情を総合的に勘案しつつ、指名・報酬等委員会での諮詢・答申を踏まえて取締役会で決議しており、相当であるものと判断しております。

なお、この報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であります。が、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名）となります。

また、本議案の決議の効力は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、当社は「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することから、監査等委員である取締役の報酬額を、年額95百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつき、ご承認をお願いします。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後に開催予定の取締役会において、事業報告に記載している「取締役・監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等」について、対象者を「監査役」としている部分を、「監査等委員である取締役」へ変更すること以外は、同内容の方針とする予定です。

本議案につきましては、当社のより一層のガバナンス強化に際し、従前監査役が担っていた監査業務に加え、他の取締役の職務の執行を監督する職務を新たに担うことや昨今の経済情勢等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬等委員会での諮問・答申を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しており、相当あるものと判断しております。

本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、既存の報酬額の範囲内で、当社の社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき当社の社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭報酬債権とし、その総額を年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としたうえで、当社の社外取締役を除く各取締役への具体的な支給時期及び配分について、取締役会に一任いただくことにつき、ご承認をいただいておりますが、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、当社は「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することから、改めて、本株主総会の第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」としてご承認をお願いしております報酬額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭報酬債権とし、その総額を年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としたうえで、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分について、取締役会に一任いただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案については、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としているものであり、さらには近年の当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬等委員会での諮詢・答申を踏まえて取締役会で決議しており、相当であるものと判断しております。なお、この報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の社外取締役を除く取締役は4名ありますが、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、本議案に係る対象取締役は4名となります。

また、本議案の決議の効力は、本株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 謾渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「謾渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謾渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謾渡制限」という。）。

(2) 退任時等の取り扱い

対象取締役が謾渡制限期間を満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は役付執行役員のいずれの地位をも退任した場合その他本割当契約に定める場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 謾渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、謾渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は役付執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謾渡制限期間が満了した時点をもって謾渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、謾渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合その他本割当契約に定める場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数及び謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 無償取得事由の概要

- ①当社は、謾渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②当社は、対象取締役につき、謾渡制限期間中に拘禁以上の刑に処せられた場合、破産手続開始等の手続開始の申立てがあった場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び役付執行役員の何れの地位からも退任した場合（ただし、一定の場合を除く）等において、対象取締役がこれらに該当した時点をもって本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③上記のほか、対象取締役において、競業を行ったと当社の取締役会が認めた場合、法令、当社の内部規程に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等に係る無償取得事由を定める。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、謾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謾渡制限を解除する。また、この場合、当社は、かかる謾渡制限が解除された直後の時点においてなお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

# 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループの主要な販売先動向は以下のとおりとなりました。

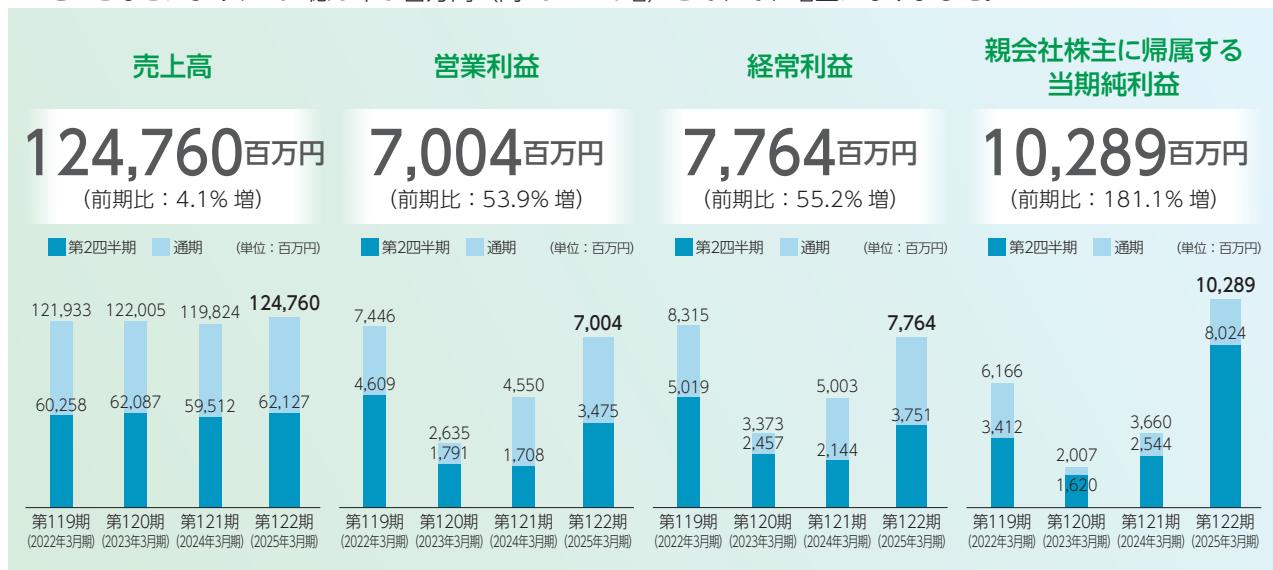
輸送機器業界 自動車向けコンパウンド・着色剤・ウレタン樹脂は、国内は第2四半期会計期間を底に回復傾向、海外は、中国向けが低調も北米向けが好調に推移

情報電子業界 液晶ディスプレイ向けは、顔料が第2四半期以降低調に推移もコーティング剤は年間を通して堅調に推移、オフィス事務機器向け顔料及び着色剤は低調に推移

包装・パッケージ業界 グラビайнキは、食料品用途等の軟包装向けが流通在庫の解消により堅調に推移、飲料ラベル用途は、猛暑による天候要因、旺盛なインバウンド需要により堅調に推移

建材業界 新築需要向けの着色剤・コーティング剤は低調も、リフォーム用途の着色剤は堅調に推移

以上の結果、売上高は、1,247億6千万円（前期比4.1%増）と増収になりました。営業利益は、海外法人が好調に推移したこと及び新工場移転完了による拠点統合効果等により、70億4百万円（同53.9%増）、経常利益は、77億6千4百万円（同55.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に係る会社出資金売却損11億9千3百万円を計上しましたが、特別利益に旧川口製造事業所跡地等の固定資産売却益77億6千1百万円を計上したことなどにより、102億8千9百万円（同181.1%増）とそれぞれ増益になりました。



## (2) 報告セグメント及びその業績

### カラー&ファンクショナル プロダクト



売上高構成比  
(第122期)

54.0%

売上高 **673億2千5百万円**

(前期比 2.8%増 

営業利益 **31億3千4百万円**

(前期比 27.7%増 

(単位：百万円)

(単位：百万円)

65,517

67,325

第121期

第122期

2,453

3,134

第121期

第122期

当セグメントでは、顔料及び顔料の2次加工品を中心に、顔料・繊維用着色剤、プラスチック用着色剤、樹脂コンパウンド、顔料分散体、機能性材料の製造・販売を行っています。

情報電子業界向けの顔料及び分散体の売上高は、液晶ディスプレイ用途及びオフィス事務機器用途が低調に推移しました。輸送機器業界向けのコンパウンド・着色剤は、国内は第2四半期会計期間を底に回復基調で推移しました。海外のコンパウンド・着色剤は、タイ・ベトナム現地法人の食品包材・自動車向けコンパウンドが好調に推移した一方、中国現地法人の家電OA機器向けが低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は673億2千5百万円（同2.8%増）、営業利益は31億3千4百万円（同27.7%増）と増収増益になりました。

# ポリマー&コーティング マテリアル



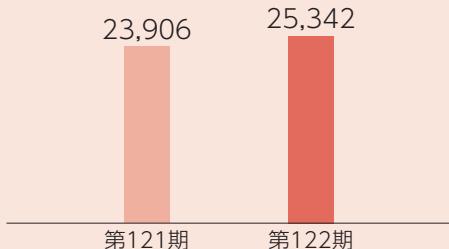
売上高構成比  
(第122期)

20.3%

売上高 **253億4千2百万円**

(前期比 6.0%増 

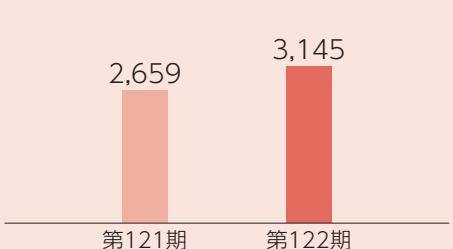
(単位：百万円)



営業利益 **31億4千5百万円**

(前期比 18.3%増 

(単位：百万円)



当セグメントでは、合成樹脂及び特殊コーティング剤を中心に、ウレタン樹脂、天然物由来高分子、紫外線・電子線硬化型コーティング剤の製造・販売を行っています。

ウレタン樹脂は、北米の輸送機器業界向けは好調でしたが、自動車メーカーの生産台数減や販売不振により全体としては低調に推移しました。衣料品・服飾品業界のアウトドアウェア用途は好調に推移しました。産業資材業界向けの感熱記録用コーティング剤は、在庫調整が完了し回復しました。情報電子業界向けのコーティング剤は、年間を通して堅調に推移しました。

海外は、中国現地法人の衣料品向け及び自動車向け、米国現地法人の自動車向けが好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、253億4千2百万円（同6.0%増）、営業利益は、31億4千5百万円（同18.3%増）と増収増益になりました。

## グラフィック&プリントイング マテリアル



売上高構成比  
(第122期)

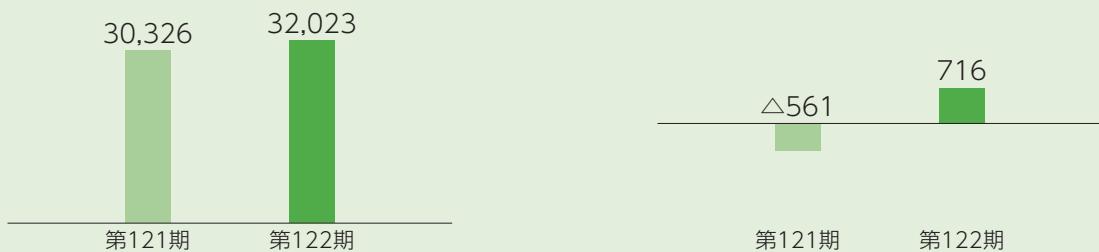
25.7%

売上高 **320億2千3百万円**

(前期比 5.6%増 

営業利益 **7億1千6百万円**

(単位：百万円)



当セグメントでは、パッケージ用及び広告出版用インキを中心に、各種用途に対応した幅広い種類のグラビア・フレキソインキ、オフセットインキの開発、製造及び販売を行っています。

包装業界向けのグラビアインキは、食料品用途等の軟包装向けが流通在庫の調整が完了し堅調に推移、飲料ラベル用途も猛暑等の天候要因及び旺盛なインバウンド需要に支えられ堅調に推移しました。オフセットインキは、需要減少により低調に推移しました。

海外は、インドネシア現地法人では、競争激化等により販売数量は横這いも販売価格の改定が進み増収となりました。

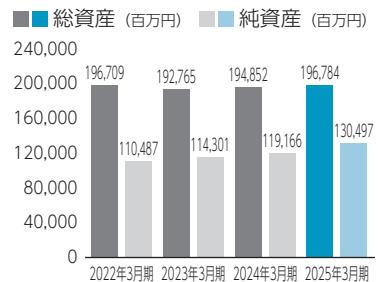
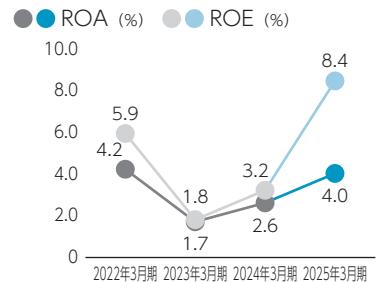
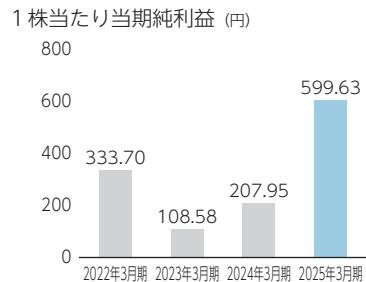
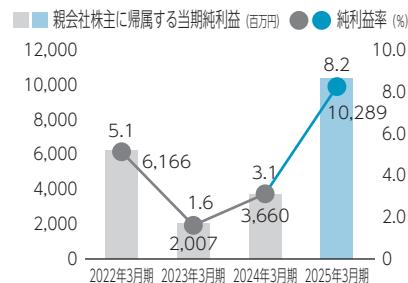
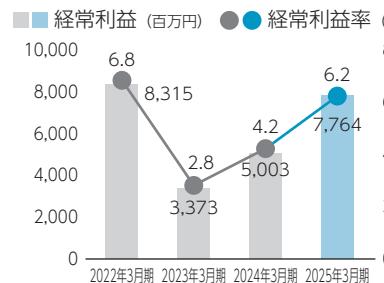
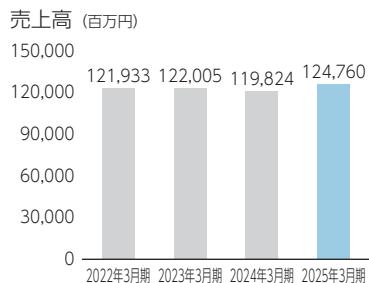
これらの結果、当セグメントの売上高は320億2千3百万円（同5.6%増）と増収になり、営業損益は、新工場移転完了による拠点統合効果及び海外子会社における販売価格の改定等により損益改善が進み7億1千6百万円（前期は5億6千1百万円の営業損失）と黒字転換しました。

### (3) 財産及び損益の状況

区分	第119期 (2022年3月期)	第120期 (2023年3月期)	第121期 (2024年3月期)	第122期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	121,933	122,005	119,824	124,760
営業利益 (百万円)	7,446	2,635	4,550	7,004
経常利益 (百万円)	8,315	3,373	5,003	7,764
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,166	2,007	3,660	10,289
1株当たり当期純利益 (円)	333.70	108.58	207.95	599.63
総資産 (百万円)	196,709	192,765	194,852	196,784
純資産 (百万円)	110,487	114,301	119,166	130,497
1株当たり純資産額 (円)	5,868.51	6,060.11	6,804.81	7,459.16

(注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2024年6月に公表した2025年3月期を初年度とする3か年中期経営計画「明日への変革2027」（以下、「本中期経営計画」といいます。）において、前中期経営計画を引き継ぎ、ROE（自己資本利益率）9%、ROA（総資産経常利益率）5%とすることを長期の経営目標として、またその過程として本中期経営計画の最終年度である2027年3月期の目標として、ROE4.6%、ROA4.3%を掲げておますが、初年度が経過した2025年3月期では、ROE8.4%、ROA4.0%の結果となりました。

これは、埼玉県川口市に所有していた当社旧川口製造事業所跡地の売却に伴う固定資産売却益として約77億円を特別利益に計上したことが主要因ですが、業績面において、継続的な原材料価格の上昇はあるものの、コロナ禍における巣ごもり需要後の長期にわたるサプライチェーン上の在庫調整がようやく終了したことにより、当社を取り巻く事業環境が好転してきていることも要因の一つであります。

また2025年5月には、本中期経営計画の最終年度である2027年3月期の目標ROEを5%以上とすることを公表しており、引き続き本中期経営計画の各施策を進めて参ります。

当社グループの置かれている経営環境については、以下のとおりと認識しております。

- (1)お客様の国内外の事業展開に寄り添い、収益性、効率性をご提案するために、当社では国内外の拠点の強みを活かし、国内、海外の一方に偏することなくバランスのよい業務展開をするべきであることが重要な課題であると認識しております。
- (2)当社グループの持続的な成長のためには、ESGへの取組みがあらゆる事業活動の基本理念であり、E（環境配慮）、S（社会貢献）の実現のための研究・開発が果たす役割が、特に重要であると認識しております。このため社会全体の持続性、安全性、収益性、効率性、採算性などの側面から十分に検証の上で、「3つのコア技術」を更に深化させること、新たな技術を取り入れることに、人財と設備、資金を投入していく必要があるものと認識しております。
- (3)ステークホルダーの皆様から信頼され常に選ばれる企業であり続けるためには、上記(2)で述べたように、長期的・持続的な成長とともに、製品や事業活動を通して地球規模の環境や社会問題へ取り組む企業姿勢と、意思決定の透明性、公正性を確保できるガバナンス体制の下で、従業員一人ひとりの思いが企業風土として醸成されることが企業価値の向上においても大きな影響を与えるものと再認識した上で、全社を挙げてE（環境配慮）、S（社会貢献）、G（企業統治）の側面から能動的に活動を促進することが必要と理解しております。また、2025年6月27日に開催予定の第122期定時株主総会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを予定しております。これは、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことにより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指したものであります。

(4)今後さらに、デジタル技術及びデータ分析の活用が当社グループの競争力の源泉のひとつとして重要性を増し、経営目標を達成するための重要な手段になると認識しております。当社は基幹システムを2018年10月に刷新し、さらなる活用のための周辺システムの整備も着々と進めてきておりますが、より高度化していく外部環境からの要請事項に対し、これまで以上に、適時かつ的確に対応していくことが必要であると認識しております。また、データ駆動型ビジネスへ転換し、効率的で確実性の高い戦略、独創性のある製品開発を強力に推進することが不可欠であり、そのためにも有効なデータ、優秀な人財と、柔軟で素早い意思決定が重要であると認識しており、これらへの取り組みを加速させるため、2024年11月にはグループウェアの刷新を行うことで、AIを日々の業務において活用できるようにしております。社内情報の共有化や組織を超えた連携など、DXを支える基盤になることを確信しております。

(5)当社グループの掲げる長期目標の達成には、人的資本及び知的財産への投資と活用によるイノベーションの創出が不可欠であると認識し、企業にとって財産である「人財」の育成と活気溢れる企業風土の醸成は重要な経営課題のひとつと考え、従業員のモチベーションとエンゲージメント向上を目指したHR戦略を推し進めます。また別途定める「人財育成方針」「社内環境整備方針」に沿って、企業と人財が互いに高め合っていくビジョンを共有し、持続可能な成長に向けて地道にかつ着実に、相互に磨き上げていくことにより、当社グループの成長と人財の成長との間に好循環を生み出すことができるものと確信しております。

これらを踏まえ、昨年公表しております本中期経営計画を引き続き重点的に進めております。

#### ア、技術主導による競争優位性の確保

当社グループでは、保有する技術を、技術マネジメント手法を用いて再評価し、社会的なニーズ（ESG）への貢献を最優先課題として、オープンイノベーション、セグメント間のシナジー、知財戦略などを組み合わせ、3つのコア技術（1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散加工技術、3 樹脂合成技術）を深化させた技術開発に取り組んでおります。

本中期経営計画においても、これらコア技術は重要な基盤として、市場規模・収益性・成長性を評価し、新規発展分野として①IT・エレクトロニクス 機能性材料、②ライフサイエンス・パーソナルケアの2つを、継続発展分野において環境配慮型製品へのより一層のシフトをテーマとする③モビリティ、④環境配慮型パッケージングを開発の中心に据え、人財と設備と資金とを積極的に投入することを行い、技術主導による競争優位の確保を目的とした体制の構築を進めております。具体的には、2025年2月14日に開催した当社取締役会において、2025年4月1日より保有技術ごとの縦割り体制であった技術機構組織から、開発ステージごとの組織体制に刷新することを決議し、実行しております。併せて、お客様と対面で開発を進めている事業機構の技術部門との融合と、オープンイノベーションなどから技術開発・製品開発力を強化することで、技術主導で事業創出できる体制を作りまいります。これらの取り組みにより、10年後のありたい姿である「機能性マテリアル分野のエクセレントカンパニー」を目指し、製品の差別化、品質向上により社会貢献度を高め、同時に収益性の確保を図ることとしております。

本中期経営計画では、技術主導による新規開発製品の売上高を2027年3月期までに2024年3月期比26億円増加させることを目標に掲げて取り組んでおります。初年度を終了した2025年3月末時点では、個々の開発テーマの進捗は概ね順調に進んでおり、売上高は7億円の増加となりました。新規開発製品が売上に寄与するまでには一定程度の時間が必要となることによりますが、引き続き、新規開発製品の早期売上寄与を目指してまいります。

本中期経営計画の初年度を終了した2025年3月末時点における各セグメント毎の状況は、以下のとおりと認識しております。

#### ①IT・エレクトロニクス 機能性材料

二次電池用部材、導電性部材、熱マネジメント部材、機能性ポリマー、高付加価値顔料・分散体などにおいて、電池部材や半導体周辺部材、精密電子機器部材などで多数の新規案件が獲得できました。新たに複数の大学やメーカーとオープンイノベーションを開始することで、新たな技術シーズ創出を進めるとともに、既にある技術シーズを積極的に発信し、社会ニーズに対応すべく応用開発を進め、遅延なく生産設備も導入し、売上高への早期寄与を図ってまいります。

#### ②ライフサイエンス・パーソナルケア

天然物由来化粧品原料においては、大学発の技術を導入し、キノコ石突などのキノコ廃材や端材を原料とした菌糸パルプ分散液の開発に取り組みました。アップサイクル素材の化粧品原料として製品化を進めております。

生分解性微粒子においては、量産化ラインの検討を開始し、さらなる高機能製品の開発も着実に進めてまいります。

#### ③モビリティ

軽量・高強度樹脂コンパウンドにおいては、リサイクル素材の使いこなしに加え、天然物フィラーの微分散技術を向上させました。今後は積極的に市場開拓を進めてまいります。ウレタン・アクリル・シリコーンポリマーでは海外の厳しい法規制に対応する環境配慮を更に強化した製品設計に目途がたきました。今後は海外での量産体制構築も見据え、拡販に繋げてまいります。加飾フィルムでは、高分子合成技術と分散加工技術を駆使し、新たな提案ができるような開発を進めてまいります。

#### ④環境配慮型パッケージング

水性フレキソインキでは完全水性品の特徴を活かし、海外の市場ニーズにも対応しつつ、新たに水性フレキソラミネート剤の開発に注力しています。今後は市場ニーズを探りつつ、開発、販売の鋭意強化に努めてまいります。ガスバリアコート材・環境配慮型接着剤では、ユーザー評価を進めながらキーマテリアルのパイロットプラント導入に着手しました。来期中に稼働し、市場への本格投入に繋げていきます。また、消耗品パッケージングではない高耐久インキの開発にも着手し着実な一步を踏み出すことができました。

## イ、事業基盤の強化のための海外事業の拡大

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、GDP高伸長国での事業展開などバランスよく事業育成をしていく必要があるとの認識の基に事業を展開してまいりました。本中期経営計画では、海外事業の売上高を2027年3月期までに2024年3月期比36億円増加させることを目標に掲げて取り組んでおります。初年度を終了した2025年3月末時点では、売上高は約20億円の増加（為替影響除く）となりました。中国では家電やOA機器、輸送業界向けを中心に生産数量の低調が続きましたが、中国以外では、市況の回復や価格修正の効果により好調に推移しました。引き続き、「地産地消」の推進と海外拠点の拡充及び新規ビジネスの創出を軸に、積極的な業務の展開に注力してまいります。

本中期経営計画の初年度を終了した2025年3月末時点における状況は、以下のとおりと認識しております。

### (ア) カラー＆ファンクショナル プロダクト

高機能着色剤、機能製品の拡販に注力いたしましたが、中国では家電OA機器向けのコンパウンド・着色剤が低調に推移しました。また、情報電子分野のUV分散液・顔料も欧州向けの輸出が減少しました。一方、タイ・ベトナムについてはEV化／電装部品用樹脂コンパウンドなどが順調に拡大、タイでは増設設備の稼働が販売に寄与しており、更なるラインの増設を進めています。今後は、情報電子分野で欧州を中心に新規顧客の開拓を行うと同時に、インド・東南アジアを中心として電線用などの高機能着色剤の拡販を目指します。

### (イ) ポリマー＆コーティング マテリアル

北米でサステナビリティ貢献製品の水性表面処理剤の展開を図り、販売を拡大させることができました。今後も地産地消をより一層推進するため、北米企業向けや日系車両メーカーの海外拠点向けに国内生産していた水性表面処理剤の米国拠点への生産移管を引き続き進めて参ります。

また、中国ではスポーツアパレル向けの透湿ウレタン樹脂が昨年度に続き好調に推移しました。今後は、欧州の業界自主規制によって透湿ウレタン樹脂は減少する見通しも、水性表面処理剤の伸長を見込んでいます。インドにおいても接着剤事業の進展を図ることができました。

### (ウ) グラフィック＆プリンティング マテリアル

インドネシアにおいては、グラビアインキの拡販と適切な価格修正により販売計画を達成しており、旺盛な現地の需要に対応するために増能力投資を計画しています。一方、価格競争も激化しており、高品質製品を維持しながら事業拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

## ウ、サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進

当社グループでは、サステナブルな社会を実現するために、ESG経営を本中期経営計画の戦略のひとつに掲げ、お客様とのあらたな価値の共創を目指して原材料調達段階から当社製品を使用した製品が廃棄されるまでを含めたライフサイクル全体において、「(ア) サステナビリティ貢献製品開発・拡販」、「(イ) 気候変動への取り組み」、「(ウ) 資源循環促進」、「(エ) 生物多様性への取り組み」、「(オ) 社会貢献の一層の促進」、「(カ) コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み」を推進しています。

同時にこれら重要な経営課題における様々な外部要因、内部要因の変化に対して、リスクと機会に効率よく対処できるように統合型リスクマネジメント（ERM）を活用しています。

本中期経営計画では、「エ. DX推進」と「オ. HR戦略」を戦略に追加し、10年後のありたい姿である「機能性マテリアル分野のエクセレントカンパニーになる」の実現に向けて、ステークホルダーの皆様と価値共創に努めてまいります。

### (ア) サステナビリティ貢献製品開発・拡販

当社グループでは、環境負荷低減に貢献できる環境配慮型製品に加え、人々の暮らしを豊かにする製品を含めたサステナビリティ貢献製品の拡販により、サステナブル社会の実現を推進しております。

本中期経営計画では、サステナビリティ貢献製品の売上高を2027年3月期までに2024年3月期比30億円増加させることを目標に掲げて取り組んでおります。

初年度を終了した2025年3月末時点では、この目標を達成するために、顧客ニーズ、市場ニーズを的確に技術開発テーマにつなげスピーディに事業化していく事を目指した社内体制の整備を行いましたが、サステナビリティ貢献製品の多くを占める情報電子材関連、自動車関連向けの製品群が、中国をはじめとする主力市場の景気後退の影響を受け、サステナビリティ貢献製品の売上高は、2024年3月期比で5億円増に留まりました。

### (イ) 気候変動への取り組み

当社グループでは、気候変動は地球規模で取組むべき喫緊の課題と捉えており、リスクと機会の両面から積極的に課題解決に取り組んでおります。日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラルに貢献するために、温室効果ガスの主たる要因であるエネルギー消費に伴い発生する当社グループ全体のCO2排出量の削減について、最新の国際的な目標(※)に沿って2020年3月期を基準年度とし、2027年3月期までに31%削減、2031年3月期までに48%削減する中長期目標を立て、継続的な省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入を進めております。

※Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) の第6次報告の1.5°Cシナリオ

本中期経営計画の初年度を終了した2025年3月末時点では、国内生産拠点を中心に、太陽光発電設備の設置、ボイラーの運用改善、生産設備の高効率化、照明器具のLED化などの省エネルギー対策を実施すると同時に、買電を再生可能エネルギー由来の電力に切り換えることを進めました。その結果、当社グループ全体のCO2排出量（Scope 1 & 2）は、2025年3月期に2020年3月期比で49%削減となり、中長期目標達成に向けて順調に推移しています（Scope 2はGHGプロトコル・マーケット基準にて算定）。

また当社製品を通じて世の中のCO2排出量（Scope 3）も削減できるようにTCFDの枠組みに沿って当社グループの気候変動に関するリスクと収益機会を管理し、企業価値向上に貢献してまいります。

#### (ウ) 資源循環促進（サーキュラーエコノミー）

当社グループでは、資源循環型社会の実現に向けて、特に世界的に関心の高まっているプラスチック資源の循環に関して化石由来資源の枯渇防止と廃棄の際の環境負荷低減といった環境リスクの低減と収益機会の創出を目指し、当社グループでは、原材料のバイオマス化及び廃プラスチックの排出量抑制・リサイクル促進を進めております。

当社グループでは、使用済みプラスチックは廃棄物ではなく資源であるという考え方に基づき、廃プラスチックのリサイクル率を毎年対前年度比で1ポイント向上させることを本中期経営計画の目標に掲げて全社的に取り組んでいます。本中期経営計画の初年度を終了した2025年3月末時点では、7ポイント改善を達成しており、引き続き原材料のバイオマス化及び廃プラスチックの排出量抑制・リサイクル促進を目指し、生産工程から生じるロスを削減するための工程管理の強化と廃プラスチックの分別強化をグローバルに展開してまいります。

#### (エ) 生物多様性への取り組み

化学物質を扱う当社グループは、事業活動のみならず製品のライフサイクル全般において生態系に与える様々な影響をリスクと機会の両面から把握し、生態系への負荷を最小限に抑える義務があると認識しています。2024年3月期にはこの考え方方に加え、当社技術を活かして「生物多様性の保全と持続可能な利用」に貢献する価値の創出に努める事が重要であると認識し、それまでの「環境負荷低減」というマテリアリティを「生物多様性の保全」に改訂いたしました。

この課題解決に向けて、有機溶剤などの使用時に生じる大気汚染や水質汚染等の環境負荷軽減に向けた自らの管理活動と当社グループの製品使用段階で生じる環境負荷軽減に貢献する製品開発の両輪でTNFDの枠組みに沿って推進してまいります。

また、当社グループが現在加盟しているCLOMAをはじめとするイニシアティブへの参加や事業所の近隣地域コミュニティとの協働作業にも積極的に参加し、生物多様性の保全に努めてまいります。

#### (才) 社会貢献の一層の促進

お客様とのかかわりにおいては、お客様の信頼と期待に応えられるように適切な化学物質管理（新管理システムの導入、リスクアセスメントなど）、品質保証（ISO9001による全社的なQMS活動実施、内部監査実施）、責任ある原材料調達（CSR調達基準によるサプライヤー調査）、サステナブルな物流業務の展開（輸送ロットアップ、在庫拠点集約など）に取り組んでおります。

またお客様から積極的に選ばれるサプライヤーになるために、お客様からいただくサプライヤー調査には誠実に回答すると同時に自らの取り組みを反省する機会と捉え、お客様との対話の機会には積極的に参加し、当社グループにとって参考になる意見交換をさせていただいております。

このお客様との対話を通じて、当社グループの取り組みを見直す動きが盛んになり、当社内の制度の認識が深まり、見直しにもつながっております。

従業員とのかかわりにおいては、ワークライフバランスの充実、女性、外国人、中途採用者の一層の活躍などの点から、人事制度の充実を図っております。

またサステナブルな成長を実現させるためには従業員の心身の健康維持・増進と多様な人財が働きやすい職場環境・企業風土づくりが重要であるという考え方から、2023年に健康経営宣言を行い、2025年3月に健康経営優良法人2025（大規模法人部門）に認定されました。健康経営を積極的に推進し、従業員がポテンシャルを最大限発揮することで事業活動を通じて社会に貢献してまいります。

地域社会とのかかわりにおいては、生産拠点の近隣に対する安全・安心を最優先に防災活動に加え、生物多様性の保全の一環として近隣の生態系に一層の配慮を行い、環境負荷の低減と自然環境の保全に努めてまいります。これらの諸施策は着実に、継続的に実施することにより効果を得られるものであるため、今後も注力して対応してまいります。

#### (カ) コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み

単に法令遵守、ルール遵守に留まるだけでは実質的なガバナンスの向上につながらないと認識から、コンプライアンスの徹底のために経営層からのメッセージの発信・従業員からのフィードバックを継続的に実施しております。今期は経営層からのトップダウンと実行部門からのボトムアップを活性化させた双方向コミュニケーションを充実させ経営戦略を社員一人ひとりが「自分ゴト」として捉えて行動できるように社内環境を整備してまいりました。また、2025年6月27日に開催予定の第122期定時株主総会において、「監査等委員会設置会社」へ移行することを予定しております。これにより委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指しております。

#### (キ) 人的資本投資・人財育成

当社グループでは、新たな価値の創出には、新たな発想が必要であり、それには“人の力”が不可欠と考えています。“人の力”を引き出し、“人を育成する”ことで、人は価値を生み出す企業の財産であるとの認識から、当社グループでは「人材」ではなく「人財」と表現しております。

本中期経営計画では、最優先に取り組む施策として、モノづくりメーカーの従業員としての“働き甲斐”、“誇り”、“仲間への貢献意欲”といったエンゲージメント向上を目指した「人事制度改革」を重点戦略のひとつに掲げ、ステークホルダーの皆様と価値共創に努めてまいります。

詳細は「オ、HR戦略」を参照ください。

### 工、DX推進

上記のア～ウの戦略を推し進めるために、業務のデジタル化による効率化、データ蓄積・共有の基盤構築を進め、データ駆動型ビジネスへの転換を目指し、効率的で確実性の高い戦略、独創性のある製品開発を重点的に推進します。

本中期経営計画初年度を終えた現在の状況としては、オフィスワークにおけるITツールの強化や生成AIの活用を開始しており、業務の効率化を図りました。

今後の施策として、具体的には①マーケティングにおいては、担当する部門に関わりなく市場ニーズをデータベースとして蓄積し、市場ニーズと当社技術を結び付け新規案件を開拓する、②技術開発においては、使用する原材料や開発情報を横断的にデータベースとして蓄積し、これらを組み合わせ、MIにより開発期間を短縮する、③生産部門においては、生産現場の負荷を軽減しながらデータの蓄積・見える化を進め、早期異常発見率を高めることにより生産効率を上げる、などを実施していきます。このために、デジタルリテラシー向上やAI活用の研修、データ分析のOJTなども効率的に行うことにより、一層のデジタル人財の基盤強化を図ることいたします。

### オ、HR戦略

上記工と合わせて、上記のア～ウの戦略を推し進めるために、従業員の将来のありたい姿の実現に向けて「イノベーションが湧き上がる活力に満ちた企業風土」を醸成させていくことが不可欠であるとの認識を前提に、モノ作り企業の従業員としてのエンゲージメント向上を目指したHR戦略を推し進めていくこといたします。

具体的には、当社内のエンゲージメント調査結果から、経営方針や戦略を最前線の社員の目標まで落とし込む事が必要と認識しており、その対応として経営層と従業員との対話を深めお互いの期待感を共有し、具体化させていく機会を増やしてまいります。

2025年4月より、新人事制度を導入いたしました。評価の仕組みについては、ジョブディスクリプション（JD）を策定し、明確性や公平性の確保、納得感の得られる評価、成長につながる評価、心理的安全性の高い評価などにつなげ、魅力ある会社になることで、エンゲージメントの向上と人財の育成を図ることができ、イノベーションの創出が達成できるものと期待しております。

## (5) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は59億7百万円で、報告セグメント別の主な内訳は以下のとおりであります。

報告セグメント	設備投資金額	設備投資の主な内容・目的
カラー&ファンクショナル プロダクト	4,185百万円	当社東海製造事業所、東京製造事業所及び大 日カラー・コンポジット(株)における設備の拡 充・改修
ポリマー&コーティング マテリアル	1,363	大日精化(上海)化工有限公司及び浮間合成 (株)における設備の拡充
グラフィック&プリント マテリアル	358	当社坂東製造事業所における設備の拡充

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ  
配分しております。

## (6) 資金調達の状況

当社及び主要な国内子会社の計5社は、前連結会計年度に導入したキャッシュマネジメントシステム(CMS)により、グループ内資金を一元管理し、現預金の水準を引き下げ、資金の効率化をしており、短期的な運転資金並びに設備投資や成長投資への資金につきましても有利子負債の活用を行う方針です。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と個別に計70億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

## (7) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,790百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,062
株式会社千葉銀行	2,827
株式会社足利銀行	2,738
みずほ信託銀行株式会社	1,928
株式会社みずほ銀行	1,234

(注)借入額には、シンジケートローンによる借入金3,793百万円が含まれております。

## (8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

### ①当社

本社	東京都中央区
支社	東日本（東京都中央区）、中部（愛知県名古屋市）、西日本（大阪府大阪市）
製造拠点	東京製造事業所（東京都足立区）、大阪製造事業所（大阪府東大阪市）、 東海製造事業所（静岡県磐田市）、滋賀製造所（滋賀県甲賀市）、 坂東製造事業所（茨城県坂東市）

### ②子会社の主要な事業所

「(9) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
・ カラー&ファンクショナル プロダクト				
ハイテックケミ株式会社	千葉県	300百万円	100.0%	製品の製造
DAINICHI COLOR (THAILAND), LTD.	タイ	234百万Baht	93.0	製品の製造販売
DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO., LTD.	香港	83,000千HK \$	100.0	商品の販売
東莞大日化工廠有限公司	中国	121,000千HK \$	100.0	製品の製造
DAINICHI COLOR VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	8,700千US \$	60.0	製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	インド	1,493,053千INR	100.0	製品の製造販売
DAICOLOR ITALY S.R.L.	イタリア	1,500千EUR	100.0	商品の販売

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
・ポリマー&コーティング マテリアル				
浮間合成株式会社	千葉県	401百万円	100.0%	製品の製造
大日精化（上海）化工有限公司	中国	22,230千US\$	100.0	製品の製造販売
HI-TECH COLOR, INC.	アメリカ	25,115千US\$	100.0	製品の製造販売
・グラフィック&プリントイング マテリアル				
P.T. HI-TECH INK INDONESIA	インドネシア	8,940百万IDR	99.875%	製品の製造販売

(注)1. 資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

### ①当社グループの従業員の状況

報告セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
カラー&ファンクショナル プロダクト	2,303名	△31名
ポリマー&コーティング マテリアル	400	△1
グラフィック&プリントイング マテリアル	652	4
その他	-	△10
全社（共通）	239	△2
合計	3,594	△40

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,405名	△32名	41.2歳	17.1年

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 18,113,110株

(うち自己株式 951,919株)

(注)2025年2月28日付で実施した自己株式の消却により、  
発行済株式の総数は前期末と比べて500,000株減少しております。

(3) 株主数 6,027名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,090千株	12.17%
大日精化従業員持株会	608	3.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	601	3.50
大樹生命保険株式会社	556	3.24
株式会社三井住友銀行	529	3.08
高橋 靖	363	2.11
株式会社三菱UFJ銀行	360	2.10
日本パーカライジング株式会社	359	2.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	349	2.03
損害保険ジャパン株式会社	315	1.83

(注)1.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（951,919株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

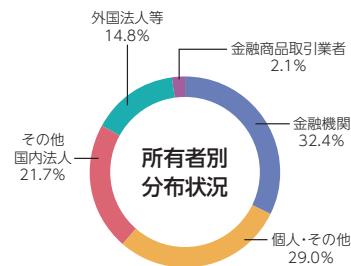
2.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	3,744株	4名

(注)1.当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2.当社は2021年6月29日開催の第118期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年6月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月26日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し自己株式3,744株及び役付執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）3名に対し自己株式1,163株の処分を行っております。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 弘二	最高情報セキュリティ責任者 指名・報酬等委員会 委員
代表取締役常務	青葉 匠彦	生産機構総括 HR戦略機構総括
専務取締役	竹田 治	事業機構総括 (重要な兼職の状況) フタバペイント(株) 取締役
取締役	青柳 太洋	技術機構総括
社外取締役	中川 義章	指名・報酬等委員会 委員長
社外取締役	長濱 晶子	指名・報酬等委員会 委員 (重要な兼職の状況) 能美防災(株) 社外取締役 監査等委員
常勤監査役	蒲生 善郎	
常勤監査役	村田 修一	
社外監査役	山口 秀巳	(重要な兼職の状況) 東洋ドライループ(株) 社外取締役 監査等委員 (株)小糸製作所 社外監査役
社外監査役	若林 市廊	(重要な兼職の状況) 積水化成品工業(株) 社外取締役

〈ご参考〉 2025年3月31日現在における役付執行役員の役位、氏名、担当は以下のとおりです。

役位	氏名	担当
専務執行役員	駒田 達彦	推進機構総括 最高財務責任者
常務執行役員	谷 俊夫	生産機構担当
常務執行役員	正田 孝弘	事業機構担当

- (注) 1. 社外取締役 中川 義章氏、社外取締役 長濱 晶子氏並びに社外監査役 山口 秀巳氏及び社外監査役 若林 市廊氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 社外監査役 山口 秀巳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2024年6月27日開催の第121期定時株主総会にて、青柳 太洋氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2024年6月27日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって、小城 義尚氏及び佐藤 幸治氏が取締役を退任いたしました。
5. 2024年10月31日をもって、社外取締役 川瀬 進氏が病気療養のため、辞任いたしました。なお、辞任時における担当は、指名・報酬等委員会 委員であり、重要な兼職は、公益社団法人 化学工学会産学官連携センターSCE・Net 副代表幹事であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループの取締役・監査役・執行役員及びそれらを退任したものの（持分法適用関連会社においては当社から派遣され当該法人の取締役・監査役に就いているものに限る）であり、その全ての被保険者に関する保険料を、保険会社と契約する会社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、保険金の支払限度額及び免責事由を設定するなどの措置を講じております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。

i 取締役の報酬

a 取締役の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役の報酬に関する方針は当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項であるとの認識に基づき、代表取締役社長及び常務以上の取締役により構成される常務会において、報酬制度の設計内容を検討のうえ、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会で決議しております。

b 取締役の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、役員報酬規程の定めに従い決定しています。具体的には、社外取締役を除く取締役（以下「社内取締役」といいます。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「株式報酬制度」といいます。）に基づく株式報酬の2つにより構成することとし、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。また、これらに加えて、社内取締役及び社外取締役に対して役員賞与を支給することとしています。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、役員報酬規程に従い、役位及び職階に応じて算出した金額に、個人の業績考課を反映させた年額を決定し、毎月定額で支給します。

なお、各取締役の役位及び職階の決定方法並びに個人の業績考課の反映方法は以下のとおりです。

イ 各取締役の役位の決定

各取締役の役位については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会にて決議しております。

□ 職階の決定

各取締役の役位における職階については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

ハ 個人の業績考課の反映

代表取締役社長は、会社業績や個人の業績評価を基に、取締役ごとに役位及び職階に応じて算出した金額の10%の範囲内で基本報酬の増額、減額を決定することができるとしております。各取締役の基本報酬の増額又は減額を決定するに当たり、代表取締役社長は、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得ることとしております。

## ② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、代表取締役社長が過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

### (c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、社内取締役に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等として、株式報酬制度に基づく株式報酬を支給します。株式報酬制度の目的、概要については下記のとおりです。

#### イ 株式報酬制度の導入目的

当社の社内取締役に対して譲渡制限付株式を交付することにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の社内取締役と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

#### □ 株式報酬制度の概要

社内取締役に対して、原則として毎事業年度、年額50百万円以内を上限として金銭報酬債権を支給し、社内取締役は、その全額を現物出資として払込み、当社から、年間の上限を30,000株として普通株式の発行又は処分を受けることとします。なお、当該普通株式の発行又は処分に際して、当社と社内取締役との間で、①社内取締役は、一定期間、割当てを受けた当社普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、及び、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとします。

#### イ) 金銭報酬債権の具体的な支給時期と支給額、及び当該株式の交付時期

当社株価が当社の経営成績、ひいては企業価値を客観的かつ端的に示すとともに、株主と最も価値を共有しうる指標であるとの理解に基づき、代表取締役社長が、月額基本報酬金額（所得税等控除後の金額水準を含む。）、月額報酬金額推移及び当社株価の推移等を総合的に勘案のうえで、各社内取締役の報酬年額の一定割合を対象とし、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

#### □) 譲渡制限期間

取締役会が予め、割当株式の譲渡制限期間を交付日から30年間と定め、当該期間中、社内取締役は当該株式を譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

#### ハ) 地位喪失時の取扱い

社内取締役が当社の取締役の地位を喪失した場合、取締役会が正当と認める理由があるときを除いて、当該株式の全てを無償で返納することとしております。

## 二) 謹度制限の解除等

社内取締役が謹度制限期間中に継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、謹度制限期間が終了したときに謹度制限を解除することとしております。また、社内取締役が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社が定めた基準に基づいて謹度制限を解除することとしております。

## ホ) 払込金額の決定

金銭報酬債権額に対する1株あたりの払込金額は、金銭報酬債権の支給日及び支給額を決議する取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない金額で当社取締役会が決議することとしております。

## (d) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的な個人別の報酬金額の決定について委任を受けるものとします。代表取締役社長は、役員報酬規程に基づき基本報酬及び賞与を決定し、当該権限が適切に行使されることとするために、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に原案を諮問し、その答申を得たうえで決定をします。なお、株式報酬は、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会への諮問とその答申を踏まえ、最終的には取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

## c) 取締役の報酬に関する株主総会決議の内容

### (a) 金銭報酬

取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいたおり、当該定めに係る取締役は10名（うち社外取締役1名）であります。

### (b) 謹度制限付株式報酬

取締役（社外取締役除く）に対する謹度制限付株式の付与のための報酬限度額は、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、上記(a) 金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいたおり、当該定めに係る取締役は5名であります。

## d) 当該事業年度の取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項等

当該事業年度の取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づきその具体的な内容の決定について委任を受けた代表取締役社長 高橋 弘二が役員報酬規程に基づき、一般従業員の給与及び賞与の金額並びにその構成等を十分に勘案したうえで決定しております。また、当事業年度における謹度制限付株式報酬付与のための金銭報酬債権の額については、取締役会の決議に基づきその具体的な内容の決定について委任を受けた代表取締役社長 高橋 弘二が、決定した基本報酬額及び、上記口に記載された範囲内で、対象となる取締役の生活給としての側面を十分に勘案したうえで決定しております。

代表取締役社長に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。また、代表取締役社長の当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで決定しております。

さらに、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬等委員会における諮問・答申が十分に尊重されていること及び取締役会で決議した役員報酬規程に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役に対する役員賞与は支給しておりません。

ii 監査役の報酬

a 監査役の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の監査役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性及び上記iによって定めた取締役の報酬を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針としています。具体的には、基本報酬を支給することとし、加えて、役員賞与を支給することができることとしています。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

当社の監査役の基本報酬は、役員報酬規程に基づき監査役の協議により定められた金額を、毎月定額で支給します。

② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、代表取締役社長が過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

(c) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により定めています。

b 監査役の報酬に関する株主総会決議の内容

監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいており、当該定めに係る監査役は3名であります。

c 当該事業年度の監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項

当該事業年度の監査役の個人別の基本報酬の額については、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により決定しました。なお、監査役に対する役員賞与は支給しておりません。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	194 (20)	181 (20)	— (—)	13 (—)	9 (3)
監査役 (うち、社外監査役)	46 (13)	46 (13)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計 (うち、社外役員)	241 (34)	228 (34)	— (—)	13 (—)	13 (5)

- (注) 1. 上記の表には、2024年6月27日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2024年10月31日をもって辞任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該定めに係る取締役は10名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（社外取締役除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、上記2 金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該定めに係る取締役は5名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいており、当該定めに係る監査役は3名であります。
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

## (5) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続いで在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に応する役員退職慰労金につき、それぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いただいております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役1名 2百万円（百万円未満を切り捨て）

なお、過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、全額を計上しております。

## (6) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先		当該重要な兼職先との関係 当事業年度における主な発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	
社外 取締役	中川 義章	—		—
		13/13回 (100%)	—	主に自衛隊幹部としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。 また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員長を務めております。
	長濱 晶子	能美防災(株) 社外取締役 監査等委員		能美防災(株)と当社との間には特別な関係はありません。
		13/13回 (100%)	—	主に弁護士としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。 また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。
川瀬 進	(公社) 化学工学会 産学官連携センター SCE・Net 副代表幹事	(公社) 化学工学会産学官連携センターSCE・Netと当社との間には特別な関係はありませんでした。		
		1/8回 (13%)	—	2024年10月31日に辞任するまでに開催された取締役会8回のうち、1回を除き、病気療養のため欠席いたしましたが、辞任までに開催された取締役会の議案の内容については、電磁的方法を用いて説明を行い、また、他の取締役、監査役とも適宜情報共有をしておりました。 それまでの取締役会においても、主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べおり、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしておりました。

区分	氏名	重要な兼職先		当該重要な兼職先との関係 当事業年度における主な発言状況
		取締役会出席状況 (出席率)	監査役会出席状況 (出席率)	
社外監査役	山口 秀巳	東洋ドライループ(株) 社外取締役 監査等委員 (株)小糸製作所 社外監査役		東洋ドライループ(株)及び(株)小糸製作所と当社との間には特別な関係はありません。
		13/13回 (100%)	17/17回 (100%)	主に税理士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
	若林 市廊	積水化成品工業(株) 社外取締役		積水化成品工業(株)と当社との間には特別な関係はありません。
		13/13回 (100%)	17/17回 (100%)	主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 社外取締役 川瀬 進氏の取締役会出席状況は、2024年4月1日以降辞任日（2024年10月31日）までに開催された取締役会を対象としております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

保森監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3.当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由がある等、会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主管部門責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

大日精化工業株式会社	監査役会
常勤監査役	村田 修一
常勤監査役	蒲生 善郎
社外監査役	山口 秀巳
社外監査役	若林 市廊

以上



#### 1 常勤監査役

蒲生 善郎

#### 2 常勤監査役

村田 修一

#### 3 社外監査役

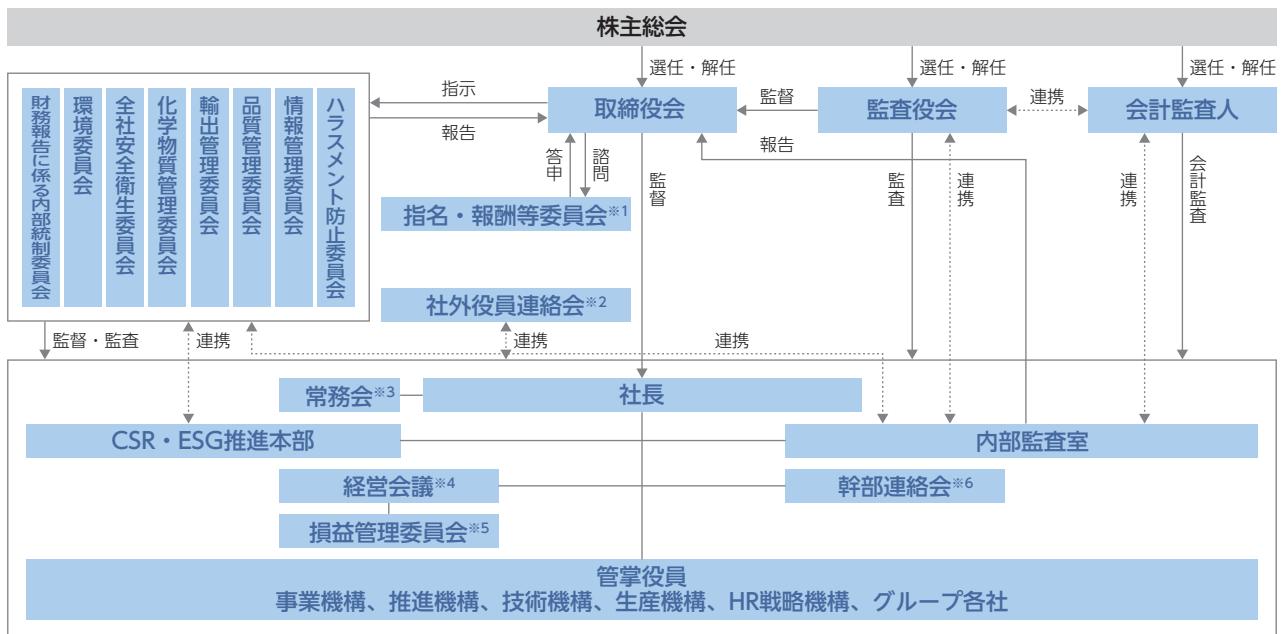
若林 市廊

#### 4 社外監査役

山口 秀巳



## ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図



## 当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図

- ※ 1 指名・報酬等委員会  
過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成され、取締役の選任、取締役個人の報酬額の決定などをはじめとする特に重要な事項を取締役会に上程するに当たっては、指名・報酬等委員会に諮問することとしております。多様性、スキルの観点等からの答申を得ることにより、リスクテイクを支える健全な環境及び公正かつ透明性のある体制を整備しております。
  - ※ 2 社外役員連絡会  
取締役会において有意義で活発な議論を展開できるよう、社外取締役、社外監査役に対し、主に取締役会にて審議あるいは報告される事項を中心に、当社グループの経営課題に関する情報について適切に提供し外部からの視点で意見交換する場として開催しております。
  - ※ 3 常務会  
グループ全体の基本戦略の検討、考案の場として、代表取締役社長が招集し、かつ議長を務め、代表取締役社長、常務以上の取締役及び必要に応じて審議に関係する当事者等の関係者の参加により、適宜開催しております。
  - ※ 4 経営会議  
業務執行を行う経営陣が参加し、当社グループの各種戦略・将来構想をはじめとする業務執行に関わる重要事項を議論することにより、経営課題に対する機動的な取り組みを加速させると同時に、取締役会等における意思決定の合理性をより高めております。
  - ※ 5 損益管理委員会  
(1)設備投資及びIT投資計画の審議、(2)当事業年度における経費予算の進捗状況及び使用見込の確認、(3)当社事業部及び国内連結子会社の廃棄予定品及び在庫管理状況の確認、(4)次年度予算編成方針の決定及び立案予算の精査などの案件ごとに関係する担当取締役、各組織の長、事業部・事業所代表者、及び関係者を招集する等、機動的に審議を行っております。
  - ※ 6 幹部連絡会  
業務を分掌・管理する各々の機構組織部門の長に対し意思決定の周知徹底と、意思決定に対する各組織単位の執行方針の確認を行うほか、各組織単位から業務執行の状況の報告を受け、適正性の検証を行っております。

# 株主総会会場 ご案内図

日時 2025年6月27日（金）午前10時  
(受付開始：午前9時)

会場 当社本社ビル 9階 彩鳳  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

交通 ●JR総武快速線 馬喰町駅 2番出口より 徒歩2分 ●地下鉄都営浅草線 東日本橋駅 B4出口より 徒歩6分  
●地下鉄都営新宿線 馬喰横山駅 A1出口より 徒歩3分 ●地下鉄東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅 2番出口より 徒歩8分

お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



※当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用のうえ、ご来場ください。

大日精化工業株式会社  
<https://www.daicolor.co.jp>

UD  
FONT  
見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

